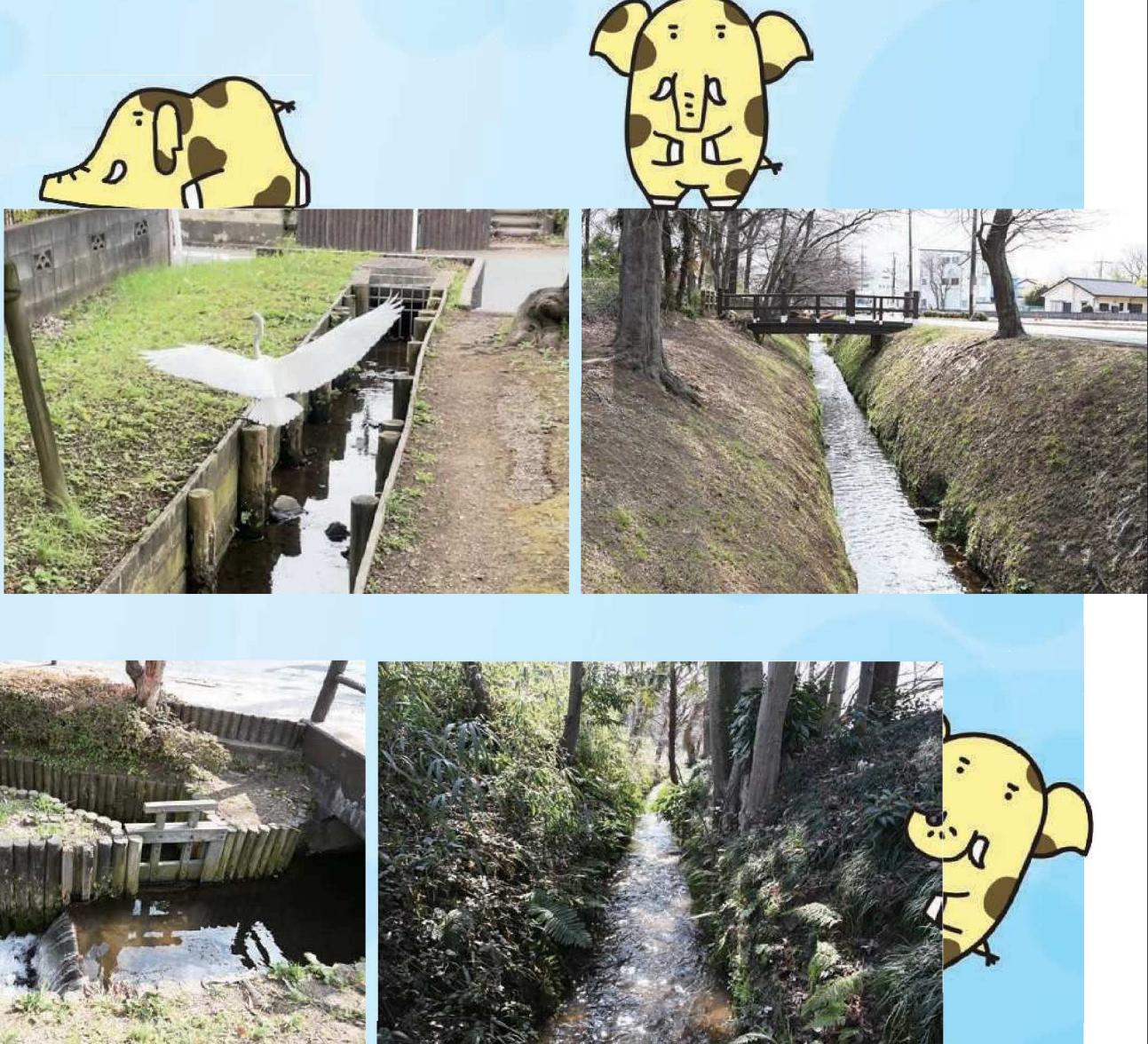


埼玉県指定史跡 野火止用水 保存活用計画



令和5年3月
新座市教育委員会

はじめに

新座市は、埼玉県の最南端に位置し、通勤通学に便利で都市機能が高いという特長を有する一方、野火止用水や平林寺に代表される数多くの文化財が今も大切に継承されているほか、武蔵野の雑木林や妙音沢等の自然環境にも恵まれた緑豊かなまちです。

新座市の象徴である野火止用水は、川越藩主・松平伊豆守信綱が武蔵野台地の開発に当たり、入植した人々の飲用水を確保するために開削した用水であり、この用水が野火止新田の開発を成功に導きました。その後、野火止用水は360年以上の長きに渡り、この地域の生活の礎となり、現在もその清らかな流れが、市民の心を潤しています。

新座市では、町内会やボランティア団体を始めとして、多くの市民との共創によるまちづくりが進められており、支え合いの心、地域のふれあいの輪が大きく広がっています。新座市教育大綱の基本理念「はぐくもう 共に生きる力と豊かな心 ～だれもが自分らしく幸せに生きるために～」にも掲げたように、文化財を歴史的な地域資源として保存・活用する中で、学び、体験し、交流することで、“豊かな心”が育まれることが期待されます。

近年、文化財保護法が改正され、指定文化財等には個別の保存活用計画を策定し、定期的な見直しを行いながら永続的な保護を目指す、という方向性が示されました。埼玉県指定史跡である野火止用水につきましても、地域の宝として、そして地域連携を育む場として未来に伝えていくべく、この『野火止用水保存活用計画』を策定いたしました。家庭・学校・地域などの様々な場面において、市民一人一人が“野火止用水のある暮らし”に誇りを感じていただけましたら幸いです。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を頂きました野火止用水保存活用計画策委員会の皆様を始め、多くの市民の皆様に心から感謝申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

令和5年3月

新座市教育委員会教育長 金子 廣志

例言

- ・本書は、埼玉県新座市（以下「市」という。）を流れる埼玉県指定史跡野火止用水の保存活用計画書である。以下「本計画」という。
- ・各種法令、各組織・部局名等については、策定当時のものである。
- ・本書は、令和4年度に埼玉県教育委員会（以下「県教委」という。）の指導のもと、野火止用水保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の意見を得て、新座市教育委員会（以下「市教委」という。）が策定し、同生涯学習スポーツ課が事務局を担当した。
- ・本書の策定に当たっては、前項の各担当者・策定委員会参加者のほか、下記の機関から、御指導・御協力を賜った。

朝霞市教育委員会、志木市教育委員会、和光市教育委員会

東京都立川市、東大和市、東村山市、小平市、清瀬市、東久留米市

埼玉県立文書館、金鳳山平林寺

- ・本書の策定に際しては、国際文化財株式会社東日本支店に支援業務を委託した。

凡例

- ・ふりがなは初出にのみ表示した。
- ・古文書等における旧字・仮名遣い等は、常用漢字に改めたが、一部に常用外漢字を用いたものがある。
- ・年号については、和暦年（西暦年）の表記としている。
- ・図表の出典は、特に断りがない場合、新座市が所有・作成しているものである。
- ・本書に掲載した地図は、国土地理院が提供する基盤地図情報を基に、QGISを用いて作成している。縮尺・方位・凡例は、必要に応じて各図において示した。縮尺は不同である。
- ・野火止用水に関する各事業名等は、適宜、以下のとおり省略する。

野火止用水使用組合 → 使用組合

野火止用水復原対策事業 → 復原対策事業

野火止用水清流対策事業 → 清流対策事業

野火止用水管理・活用計画 → 旧計画

目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
1 計画策定の沿革	1
2 計画の目的	2
3 委員会の設置・経緯	2
4 他の計画との関係	4
5 計画の実施	5
第2章 野火止用水の概要	6
1 指定に至る経緯	6
2 指定の状況	6
(1) 指定に関する基本情報	6
(2) 指定説明文とその範囲	6
ア 指定時の説明文と野火止用水の概要	6
イ 昭和 50 年（1975）8 月 18 日付け県教委通知（抜粋）	8
ウ 昭和 58 年（1983）2 月 24 日付け県教委通知（抜粋）	9
エ 指定範囲	10
(3) 指定後の調査履歴	11
3 野火止用水の概要	12
(1) 地理的環境	12
(2) 歴史的環境	13
ア 用水開削以前の概要	13
イ 江戸時代前期の幕政と、松平信綱の川越藩政	15
ウ 野火止新田開発と野火止用水の開削	16
エ 新田開発の村々と歴史的景観	18
オ 平林寺と野火止	23
カ 野火止の信仰と用水開削	25
キ 高崎藩と野火止陣屋	25
ク 近代の野火止用水	26
ケ 昭和（戦後）期の野火止用水	30
コ 平成期以降の野火止用水	37
(3) 調査結果	38
ア 自然的調査の成果	38
イ 歴史的調査の成果	39
ウ 社会的調査の成果	41
エ 野火止用水の現況	43

第3章 野火止用水の本質的価値	49
1 史跡野火止用水の本質的価値	49
(1) 現存する近世前期の水路	49
(2) 生活・生業を支えた施設	49
2 野火止用水が地域形成に果たした役割	49
(1) 新田開発の歴史的な景観	49
(2) 野火止用水と信仰	50
(3) 台地中央部に現れた水辺環境	50
3 構成要素の特定	50
(1) 史跡を構成する諸要素	50
ア 本質的価値を構成する諸要素	50
イ 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	50
ウ 史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する諸要素	50
(2) 史跡を校正する諸要素の概要	52
第4章 野火止用水の現状と課題	58
1 野火止用水の保存（保存管理）	58
(1) 保存（保存管理）の現状	58
(2) 保存（保存管理）の課題	59
2 野火止用水の活用	62
(1) 活用の現状	62
(2) 活用の課題	62
3 野火止用水の整備	63
(1) 整備の現状	63
(2) 整備の課題	63
4 野火止用水の運営・体制	64
(1) 運営・体制の現状	64
(2) 運営・体制の課題	64
第5章 野火止用水の保存活用に関する基本方針	66
1 保存活用の方向性	66
2 保存活用の方法	66
(1) 保存	66
(2) 活用	66
(3) 整備	67
(4) 運営・体制の整備	67
第6章 野火止用水の保存（保存管理）	68
1 保存の方向性	68
2 保存管理の方法	68

(1) 史跡指定範囲とその周辺の地区区分と取扱方針	68
(2) 史跡指定範囲（A・B・C地区）の取扱方針及び取扱基準	69
(3) 史跡指定範囲外（D・E・F・G地区）の取扱方針	75
(4) 追加指定と公有化の推進	76
(5) 水利権の維持	76
(6) 史跡の維持管理	78
(7) 地域住民との共存	78
(8) 調査・研究の継続と資料の保管・公開	78
(9) 緊急対応	78
(10) 崩落危険箇所	78
(11) 都市計画道路	78
第7章 野火止用水の活用	80
1 活用の方向性	80
2 活用の方法	80
(1) 学校教育との連携	80
(2) 大学等の教育機関との連携	80
(3) 生涯学習における活用	80
(4) 地域住民との連携	80
(5) 観光・シティプロモーション	81
第8章 野火止用水の整備	82
1 整備の方向性	82
2 整備の方法	82
(1) 保存に向けた整備	82
(2) 活用に向けた整備	83
第9章 運営・体制の整備	84
1 運営・体制の整備の方向性	84
2 運営・体制の整備の方法	84
(1) 管理体制	84
(2) 他の機関等との連携	84
(3) 地域住民との共存・連携・協働	85
第10章 施策の実施計画の策定	86
1 施策の実施計画	86
(1) 短期的計画（令和5～9年度（2023～2027年度））	86
ア 保存管理	86
イ 活用	86
ウ 整備	87
エ 運営体制	87

(2) 中期的計画（令和 10～14 年度（2028～2032 年度））	87
ア 保存管理	87
イ 活用	88
ウ 整備	88
エ 運営体制	88
(3) 長期的計画（令和 15～34 年度（2033～2052 年度））	89
ア 保存管理	89
イ 活用	89
ウ 整備	90
エ 運営体制	90
2 実施計画の総括表	90
第 11 章 経過観察	92
1 方向性	92
2 経過観察の方法	92
(1) 進捗管理の方法（PDCA サイクル）	92
(2) 点検項目	92
資料編	94
歴史年表（史跡指定まで）	94
事業年表（史跡指定からの調査・復元など）	97
野火止用水保存活用計画策定委員会開催要綱	103
策定委員会の経過	104
文化財保護法（抜粋）	105
埼玉県文化財保護条例（抜粋）	108
埼玉県文化財保護条例施行規則（抜粋）	114
埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（抜粋）	117
史蹟名勝天然紀念物保存法（旧法・抜粋）	118
「野火止用水謝恩碑」書き起こし	118
史蹟調査復命書	119
第二十二回埼玉県史蹟名勝天然紀念物調査会会議録	121
埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について（回答）	122
県指定史跡野火止用水保存対策について（回答）	123
野火止用水復原対策基本計画	125
復原対策事業実施概要（『野火止用水清流対策事業報告書』表 5 より）	128
清流対策事業実施概要（『野火止用水清流対策事業報告書』表 6 より）	129
野火止用水における地区区分の変遷まとめ	133
野火止用水使用組合規約	134
野火止用水使用組合組織	136

野火止用水サミット共同宣言	136
景観法（抜粋）	138
景観法施行令（抜粋）	143
景観法施行規則（抜粋）	146
新座市景観条例（抜粋）	147
新座市景観条例施行規則（抜粋）	149
屋外広告物法（抜粋）	150
埼玉県屋外広告物条例（抜粋）	153
新座市屋外広告物条例（抜粋）	155
新座市屋外広告物条例施行規則（抜粋）	159
参考文献	162